

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	南島原市 後期高齢者医療制度関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南島原市は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南島原市長

公表日

令和4年6月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度関係事務
②事務の概要	高齢者の医療に関する法律及び長崎県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して事務を行う。 基本的な役割分担は、 ・後期高齢者医療広域連合：被保険者の資格管理や被保険者証の交付、保険料の決定、医療の給付 ・市町村：各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収であり、当市における事務 内容は以下のとおり 1. 被保険者の資格管理 2. 保険料の管理 3. 医療費の給付管理
③システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム、広域圏電算システム、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
資格情報ファイル、給付情報ファイル、賦課情報ファイル、収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条および別表第1第59号並びに高齢者の医療の確保に関する法律第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報の提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の80・83の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の82の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務秘書課、福祉保健部健康づくり課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 総務部総務秘書課 ☎0957(73)6621 859-2412 長崎県南島原市南有馬町乙1023番地 福祉保健部健康づくり課 ☎0957(73)6641

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	4. ①実施の有無	未定	実施しない	事前	
平成29年4月1日	4. ①実施の有無	実施しない	未定	事後	
平成29年4月1日	8連絡先	総務部秘書広報課 ☎050(3381)5001 市民生活部保険年金課 ☎050(3381)5039	総務部秘書広報課 ☎0957(73)6622 市民生活部保険年金課 ☎0957(73)6604	事後	
平成30年7月4日	5. ②所属長の役職名	保険年金課長 酒井 栄三	保険年金課長	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策	なし	新規記入	事後	シート追加による新規記載
平成31年4月1日	4.①実施の有無	未定	実施する	事後	
平成31年4月1日	4.②法令上の根拠	なし	番号法第19条 別表第二 80号・82号・83号	事後	
平成31年4月1日	7. 請求先	総務部秘書広報課、市民生活部保険年金課	総務部総務秘書課、市民生活部保険年金課	事後	
平成31年4月1日	8. 連絡先	総務部秘書広報課 ☎0957(73)6622	総務部総務秘書課 ☎0957(73)6621	事後	
令和2年4月1日	5. ①部署	市民生活部保険年金課	健康づくり課	事後	
令和2年4月1日	5. ②所属長の役職名	保険年金課長	健康づくり課長	事後	
令和2年4月1日	7. 請求先	総務部総務秘書課、市民生活部保険年金課	総務秘書課、健康づくり課	事後	
令和2年4月1日	8. 連絡先	総務部総務秘書課 市民生活部保険年金課	総務秘書課 健康づくり課	事後	
令和3年4月1日	8.連絡先	〒859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 総務秘書課 ☎0957(73)6621 健康づくり課 ☎0957(73)6641	859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 総務秘書課 ☎0957(73)6621 859-2412 長崎県南島原市南有馬町乙1023番地 健康づくり課 ☎0957(73)6641	事後	
令和4年6月24日	I.4.②法令上の根拠	番号法第19条 別表第二 80号・82号・83号	【情報の提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の80・83の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の82の項	事後	
令和4年6月24日	5.①担当部署	健康づくり課	福祉保健部健康づくり課	事後	体裁調整
令和4年6月24日	7.請求先	総務秘書課、健康づくり課	総務部総務秘書課、福祉保健部健康づくり課	事後	体裁調整
令和4年6月24日	8.連絡先	859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 総務秘書課 ☎0957(73)6621 859-2412 長崎県南島原市南有馬町乙1023番地 健康づくり課 ☎0957(73)6641	859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 総務部総務秘書課 ☎0957(73)6621 859-2412 長崎県南島原市南有馬町乙1023番地 福祉保健部健康づくり課 ☎0957(73)6641	事後	体裁調整